

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇 外607名

被告 佐世保市 外1名

## 第4準備書面

令和元年5月28日

長崎地方裁判所 佐世保支部 民事部合議係 御中

被告佐世保市訴訟代理人

弁護士 山口 雅 司

弁護士 藤 井 大 祐



上記当事者間の御庁平成29年(ワ)第24号事件について、被告佐世保市は、下記のとおり口頭弁論を準備する。

### 記

原告らは、その第14準備書面において、利水面での事業再評価に関し、要旨、本件事業については「当然に平成29年度に再評価をしなければならぬ」とし、平成24年度評価を「『着手前評価』と位置付けることもできない」として、あたかも佐世保市が「平成29年度評価をまともにできないから」評価がなされていないかのごとき主張をする。

しかしながら、原告らの上記主張は前提を大きく誤っている。

すなわち、水道施設整備事業の再評価に関し、「水道水源開発のための施設」整備事業については、「本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期」に評価を実施した場合は、以後10年間評価を要しないものとされている(丙11・水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目・第3の「なお」以下参照)。

しかるに、本件でも、本体関連工事に位置づけられている工事用道路工事が平成25年度に予定されていたことから、平成24年度再評価は「着手前の適切な時期」の評価として取り扱われ、以降、10年経過するまで

再評価を要しないのである。<sup>\*1</sup>

原告らの上記主張は失当である。

以上

---

<sup>\*1</sup> 原告らは、甲 B51 号証での厚労省の「現状で着手前評価になるかは判断できない」といった留保的な回答があったことを捉えて、あたかも平成 24 年度評価は「着手前の適切な時期」の評価にあたらないと即断しているように見受けられるが、実際には、厚労省も最終的には平成 24 年度評価を以て「着手前の適切な時期」の評価と認定しており、それゆえ、その後、5 年以上が経過した現在まで継続して国庫補助の交付を受けているところである。